



発行 新潟県

第 82 号

平成28年10月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1098 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 1099 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1100 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1101 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1102 公有水面埋立ての免許（漁港課）
- 1103 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1104 公共測量の実施通知（監理課）
- 1105 道路の区域変更（道路管理課）
- 1106 道路の供用開始（道路管理課）
- 1107 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1108 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1109 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1110 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1111 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1112 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1113 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
酒井 克敏	幸町保健整骨院	長岡市幸町3-8-9 吉沢ビル1F	平成28年8月1日

◎新潟県告示第1099号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人平成福社会	長岡市平1丁目3番60号	てまりの分家	長岡市平1丁目3番60号	小規模多機能型居宅介護	H28. 8. 1

◎新潟県告示第1100号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
ヘルスレント長岡ステーション	長岡市西津町3811番地2	所在地	長岡市喜多町1053番地1	長岡市西津町3811番地2	H28. 7. 1

◎新潟県告示第1101号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	加茂駅前薬局	加茂市駅前10番4号	居宅療養管理指導	H28. 9. 30
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	加茂駅前薬局	加茂市駅前10番4号	介護予防居宅療養管理指導	H28. 9. 30
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通一番町86番地109	新潟県厚生農業協同組合連合会 栃尾郷クリニック	長岡市新栄町2丁目1番50号	訪問リハビリテーション	H28. 7. 31
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通一番町86番地109	新潟県厚生農業協同組合連合会 栃尾郷クリニック	長岡市新栄町2丁目1番50号	介護予防訪問リハビリテーション	H28. 7. 31

◎新潟県告示第1102号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 埋立免許年月日

平成28年10月12日

2 出願人の名称及び住所

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市

代表者 佐渡市長 三浦 基裕

新潟県佐渡市千種232番地

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 252度18分39秒302.044メートルの地点

②の地点 ①の地点から300度45分17秒66.527メートルの地点

③の地点 ②の地点から210度45分17秒0.530メートルの地点

④の地点 ③の地点から300度45分17秒2.510メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から19度33分29秒2.855メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から30度35分00秒10.026メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から120度43分55秒70.151メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から210度45分17秒2.815メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から300度45分17秒0.530メートルの地点

(3) 面積

859.48平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3、262番地4、262番地17及び262番地18の地内並びに同市多田262番地3及び262番地4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とへの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 246度26分23秒257.887メートルの地点

ロの地点 イの地点から210度45分00秒53.994メートルの地点

ハの地点 ロの地点から300度27分12秒114.238メートルの地点

ニの地点 ハの地点から27度12分06秒17.542メートルの地点

ホの地点 ニの地点から300度45分17秒28.757メートルの地点

への地点 ホの地点から25度06分26秒36.403メートルの地点

(3) 面積

7,323.11平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第1103号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表978の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（数値修正 地図情報レベル2500）
公共測量（地図編集 地図情報レベル10000）
- 2 作業期間 平成28年10月12日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 新潟市北区の一部及び西区の一部

◎新潟県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之谷越後広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市並柳1491番1から	新	6.8～17.8メートル	97.4メートル
同市並柳1538番まで	旧	4.2～9.8メートル	99.1メートル

◎新潟県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 湯之谷越後広瀬停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市並柳1491番1から同市並柳1538番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年10月21日

◎新潟県告示第1107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条八幡地区	十日町市中条八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治中町地区	十日町市川治中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(2)地区	十日町市川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町地区	十日町市川治上町第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道(2)地区	十日町市江道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(3)地区	十日町市田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成25年1月25日新潟県告示第92号)を次のとおり解除する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関根(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成25年1月25日新潟県告示第93号)の指定を解除する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関根(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩崩地区	村上市岩崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三面ダム地区	村上市岩崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二子島沢地区	村上市岩崩	次の図のとおり	土石流
ひとやきばの沢地区	村上市岩崩	次の図のとおり	土石流
宮ノ下(1)地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下(2)地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の沢地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	土石流
瑞雲地区	村上市笹平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山ノ花地区	村上市笹平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
だんの前沢地区	村上市笹平	次の図のとおり	土石流
宮の前の沢地区	村上市笹平	次の図のとおり	土石流
寺尾(1)地区	村上市寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾(2)地区	村上市寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾(3)地区	村上市寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢地区	村上市寺尾	次の図のとおり	土石流
寺尾地区	村上市寺尾、宮ノ下	次の図のとおり	土石流
寺尾地区	村上市寺尾	次の図のとおり	地すべり
小揚(1)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小揚(2)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小揚(3)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
じみ沢地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
うその沢地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流

じょう沢地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
角沢川地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
小揚(H25)地区	村上市小揚	次の図のとおり	地すべり
千縄(1)地区	村上市千縄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千縄(2)地区	村上市千縄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薦川(1)地区	村上市薦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薦川(2)地区	村上市薦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
シン沢-1地区	村上市薦川	次の図のとおり	土石流
シン沢-2地区	村上市薦川	次の図のとおり	土石流
薦川地区	村上市薦川	次の図のとおり	地すべり
大場沢地区	村上市大場沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(1)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(2)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(3)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
だんの沢地区	村上市釜杭、笹平	次の図のとおり	土石流
釜杭(H25)地区	村上市釜杭、笹平	次の図のとおり	地すべり
しいなし沢地区	村上市荃太	次の図のとおり	土石流
黒田地区	村上市黒田、中原	次の図のとおり	土石流
石住沢地区	村上市石住	次の図のとおり	土石流
石住(H25)地区	村上市石住、上中島	次の図のとおり	地すべり
檜原地区	村上市檜原	次の図のとおり	土石流
遠矢崎地区	村上市遠矢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遠矢崎川(1)地区	村上市遠矢崎	次の図のとおり	土石流
遠矢崎川(2)地区	村上市遠矢崎	次の図のとおり	土石流

大蔵地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大蔵(1)地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大蔵(2)地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ沢地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	土石流
竹入沢地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	土石流
大蔵川地区	村上市下大蔵、上大蔵	次の図のとおり	土石流
垣之内地区	村上市垣之内、長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村中沢地区	村上市垣之内、長坂	次の図のとおり	土石流
上大蔵地区	村上市上大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂(1)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂(2)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(1)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(2)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(3)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢川地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	土石流
布沢地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	土石流
堀ノ内(1)地区	村上市堀ノ内、温出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀ノ内(2)地区	村上市堀ノ内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺沢川地区	村上市堀ノ内、府屋	次の図のとおり	土石流
立島(1)地区	村上市立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立島(2)地区	村上市立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮田沢地区	村上市立島	次の図のとおり	土石流
立島沢川(1)地区	村上市立島	次の図のとおり	土石流
立島沢川(2)地区	村上市立島	次の図のとおり	土石流

立島地区	村上市立島、遠矢崎	次の図のとおり	地すべり
------	-----------	---------	------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寒沢地区	長岡市寒沢、松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寒沢(2)地区	長岡市寒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金屋地区	長岡市寒沢、松尾、来伝	次の図のとおり	地すべり
松尾地区	長岡市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾(1)地区	長岡市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西郡地区	長岡市松尾、来伝、寒沢	次の図のとおり	地すべり
軽井沢地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(2)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(3)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(4)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(5)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前川地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	土石流
軽井沢(1)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	土石流
軽井沢(2)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	土石流
軽井沢(6)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	土石流
比礼(1)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(2)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(3)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(4)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(5)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(6)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

入りの沢地区	長岡市比礼	次の図のとおり	土石流
比礼地区	長岡市比礼	次の図のとおり	地すべり
軽井沢地区	長岡市軽井沢、比礼	次の図のとおり	地すべり
木山沢地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(3)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(4)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(5)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(9)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(6)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(7)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(8)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	土石流
前川支溪地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	土石流
木山沢地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	土石流
北河内地区	長岡市蓮花寺	次の図のとおり	地すべり
蓮花寺・鳥越地区	長岡市蓮花寺、鳥越、七日市	次の図のとおり	地すべり
三ツ橋地区	長岡市気比宮、三島上条	次の図のとおり	地すべり
大門地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(2)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(3)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(4)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(5)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	土石流
大門地区	三島郡出雲崎町大字大門、立石	次の図のとおり	地すべり

タヤ地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(1)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(2)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(3)地区	三島郡出雲崎町大字川西、 小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(4)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(5)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(6)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(7)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(8)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(9)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字川西、 山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山ノ谷地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	土石流
泉根地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	土石流
若野浦地区	長岡市若野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若野浦(2)地区	長岡市若野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皆川地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新左エ門地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内西地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内東地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内西(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内(1)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吉田沢川地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
吉田沢川(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
上ノ山沢川地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
東保内(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
東保内(3)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
東保内(4)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
糸口地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田南地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田東地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田北地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田(1)地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(1)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(2)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(1)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(2)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(3)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(4)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷沢地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	土石流
夏戸(H25)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	地すべり
万能寺地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(1)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万能寺南地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田頭(2)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(3)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(4)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(6)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(1)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	土石流
田頭(2)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	土石流
外谷地地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(1)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(2)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬道地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(3)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(4)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(5)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村沢地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	土石流
外谷地地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷町西1地区	十日町市稲荷町西、西本町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷町西2地区	十日町市稲荷町3丁目本通り、稲荷町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十日町試験地地区	十日町市川原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辰乙(1)地区	十日町市学校町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辰乙(2)地区	十日町市学校町一丁目、学校町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辰乙(3)地区	十日町市学校町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

学校町一丁目地区	十日町市学校町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南新田町地区	十日町市南新田町1丁目、 本町7丁目2、四日町新田 第3	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条八幡地区	十日町市中条八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治中町地区	十日町市川治中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(1)地区	十日町市川治中町、川治上 町第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(2)地区	十日町市川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、川 治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(4)地区	十日町市川治上町第一、川 治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(5)地区	十日町市川治上町第二、中 村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音沢地区	十日町市中村、川治上町第 二	次の図のとおり	土石流
北野沢川地区	十日町市中村、麻畑	次の図のとおり	土石流
高山乙(1)地区	十日町市島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山乙(2)地区	十日町市高山第三、高山第 四、高田町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(3)地区	十日町市関根第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八箇(H25)地区	十日町市浅之平、関根第一	次の図のとおり	地すべり
上組(1)地区	十日町市山際	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上組(2)地区	十日町市山根、為永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新座乙(1)地区	十日町市蕨平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新座乙(3)地区	十日町市上田原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新座乙(1)地区	十日町市蕨平、上田原	次の図のとおり	土石流
三ツ山地区	十日町市三ツ山、蕨平	次の図のとおり	地すべり
中条丁(1)地区	十日町市宇田ヶ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条丁(5)地区	十日町市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条丁(9)地区	十日町市東枯木又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中条丁(12)地区	十日町市東枯木又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
枯木又地区	十日町市殿畑、東枯木又、西枯木又	次の図のとおり	地すべり
浅河原地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉3地区	十日町市小泉第二、樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉4地区	十日町市小泉第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉1地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉2地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢1地区	十日町市小泉第二、樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(1)地区	十日町市小泉第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(6)地区	十日町市小泉第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(7)地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(8)地区	十日町市小泉第三、小泉第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢3地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢4地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢5地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢6地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢7地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(1)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(9)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(11)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(13)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(16)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(17)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	土石流

樽沢乙(2)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	土石流
土市地区	十日町市土市第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田島第三地区	十日町市太田島第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田島第一地区	十日町市太田島第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石地区	十日町市大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石(2)地区	十日町市大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道(2)地区	十日町市江道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道地区	十日町市江道、田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(3)地区	十日町市田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天王堂沢地区	十日町市田川町2丁目、田川町3丁目	次の図のとおり	土石流
未甲(1)地区	十日町市津池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
未甲(1)地区	十日町市津池	次の図のとおり	地すべり
赤倉地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉(1)地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉(2)地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	土石流
赤倉地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	地すべり
西甲(1)地区	十日町市大池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西甲(2)地区	十日町市大池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之尻地区	十日町市大池	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩崩地区	村上市岩崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三面ダム地区	村上市岩崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ひとやきばの沢地区	村上市岩崩	次の図のとおり	土石流
宮ノ下(1)地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下(2)地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の沢地区	村上市宮ノ下	次の図のとおり	土石流
瑞雲地区	村上市笹平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山ノ花地区	村上市笹平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の前の沢地区	村上市笹平	次の図のとおり	土石流
寺尾(1)地区	村上市寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾(2)地区	村上市寺尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢地区	村上市寺尾	次の図のとおり	土石流
小揚(1)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小揚(2)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小揚(3)地区	村上市小揚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
うその沢地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
じょう沢地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
角沢川地区	村上市小揚	次の図のとおり	土石流
千縄(1)地区	村上市千縄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千縄(2)地区	村上市千縄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薦川(1)地区	村上市薦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薦川(2)地区	村上市薦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

シシ沢－1地区	村上市薦川	次の図のとおり	土石流
大場沢地区	村上市大場沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(1)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(2)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
布部(3)地区	村上市布部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
しいなし沢地区	村上市荃太	次の図のとおり	土石流
黒田地区	村上市黒田、中原	次の図のとおり	土石流
石住沢地区	村上市石住	次の図のとおり	土石流
檜原地区	村上市檜原	次の図のとおり	土石流
遠矢崎地区	村上市遠矢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
遠矢崎川(1)地区	村上市遠矢崎	次の図のとおり	土石流
大蔵地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大蔵(1)地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大蔵(2)地区	村上市下大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蔵川地区	村上市下大蔵、上大蔵	次の図のとおり	土石流
垣之内地区	村上市垣之内、長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大蔵地区	村上市上大蔵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂(1)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂(2)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(1)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(2)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢(3)地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
板屋沢川地区	村上市板屋沢	次の図のとおり	土石流
堀ノ内(1)地区	村上市堀ノ内、温出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

堀ノ内(2)地区	村上市堀ノ内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立島(1)地区	村上市立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立島(2)地区	村上市立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立島沢川(1)地区	村上市立島	次の図のとおり	土石流
立島沢川(2)地区	村上市立島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寒沢地区	長岡市寒沢、松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寒沢(2)地区	長岡市寒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾地区	長岡市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾(1)地区	長岡市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(2)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(3)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(5)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井沢(2)地区	長岡市軽井沢	次の図のとおり	土石流
比礼(1)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(3)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比礼(4)地区	長岡市比礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(3)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(4)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(5)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木山沢(9)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(7)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢(8)地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木山沢地区	長岡市木山沢	次の図のとおり	土石流
大門地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(2)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(3)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(4)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門(5)地区	三島郡出雲崎町大字大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タヤ地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(1)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(2)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(3)地区	三島郡出雲崎町大字川西、 小木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(4)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(5)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(6)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(7)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(8)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西(9)地区	三島郡出雲崎町大字川西	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字川西、 山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若野浦地区	長岡市若野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若野浦(2)地区	長岡市若野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皆川地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

新左エ門地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内西地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内北地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内東地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内西(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内(1)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内(2)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東保内(3)地区	長岡市東保内	次の図のとおり	土石流
糸口地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田南地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田東地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田北地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅田(1)地区	長岡市梅田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川西地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(1)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(2)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(1)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(2)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(3)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏戸(4)地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷沢地区	長岡市寺泊夏戸	次の図のとおり	土石流
万能寺地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(1)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

万能寺南地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(2)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(3)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(4)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(6)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(1)地区	長岡市寺泊田頭	次の図のとおり	土石流
外谷地地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(1)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(2)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬道地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(4)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
年友(5)地区	長岡市寺泊年友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷町西2地区	十日町市稲荷町3丁目本通り、稲荷町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十日町試験地地区	十日町市川原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辰乙(1)地区	十日町市学校町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辰乙(2)地区	十日町市学校町一丁目、学校町二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南新田町地区	十日町市南新田町1丁目、本町7丁目2、四日町新田第3	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学校町一丁目地区	十日町市学校町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条八幡地区	十日町市中条八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

川治中町地区	十日町市川治中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(1)地区	十日町市川治中町、川治上町第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(2)地区	十日町市川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(4)地区	十日町市川治上町第一、川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川治上町(5)地区	十日町市川治上町第二、中村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音沢地区	十日町市中村、川治上町第二	次の図のとおり	土石流
北野沢川地区	十日町市中村、麻畑	次の図のとおり	土石流
高山乙(1)地区	十日町市島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山乙(2)地区	十日町市高山第三、高山第四、高田町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(3)地区	十日町市関根第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新座乙(1)地区	十日町市蕨平、上田原	次の図のとおり	土石流
中条丁(5)地区	十日町市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条丁(9)地区	十日町市東枯木又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条丁(12)地区	十日町市東枯木又	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅河原地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉3地区	十日町市小泉第二、樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉4地区	十日町市小泉第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉1地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉2地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢1地区	十日町市小泉第二、樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(7)地区	十日町市小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小泉(8)地区	十日町市小泉第三、小泉第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢4地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

樽沢6地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(1)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽沢乙(13)地区	十日町市樽沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土市地区	十日町市土市第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田島第三地区	十日町市太田島第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田島第一地区	十日町市太田島第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石地区	十日町市大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石(2)地区	十日町市大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道(2)地区	十日町市江道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江道地区	十日町市江道、田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(3)地区	十日町市田川町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
未甲(1)地区	十日町市津池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉(2)地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤倉地区	十日町市十日町赤倉	次の図のとおり	土石流
西甲(2)地区	十日町市大池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1112号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年10月21日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年10月7日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市秋葉町四丁目5343番1の内、 5343番2の内	5.00	46.04
5343番1の内、5343番2の内	転回広場	24.00平方メートル

◎新潟県告示第1113号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年9月23日	樋口 孝一	二級建築士	第4138号	死亡

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 ベイシアスーパーセンター小千谷店
 所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2 番 外
 設置者 株式会社ベイシア
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ベイシア 群馬県伊勢崎市下道寺町510番地
 代表取締役 土屋 嘉雄
 (変更後) 株式会社ベイシア 群馬県前橋市亀里町900番地
 代表取締役 橋本 浩英
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄ほか8者
 (変更後) 株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英ほか1者
- 3 変更年月日
 2 (1) 平成28年6月23日
 2 (2) 平成17年2月28日ほか
- 4 変更の理由
 2 (1) 大規模小売店舗を設置する者の移転及び代表者名を変更したため
 2 (2) 小売業者入替による、小売業名・代表者の氏名及び住所の変更のため
- 5 届出年月日
 平成28年10月6日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
 (なお、小千谷市商工観光課及び所在地を管轄する支所でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
 平成28年10月21日から平成29年2月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業・地場産業振興課 商業振興係
 電 話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画
所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社ほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 平成28年6月10日
- 3 意見の概要
 - (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年10月21日から平成28年11月21日まで

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、村上市都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年10月21日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時
平成28年11月22日（火）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所
村上市三之町1番1号
村上市役所 4階大会議室
- 3 事案の概要
別紙「村上市都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県村上市地域振興局地域整備部計画調整課及び村上市都市計画課において、11月2日（水）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
村上市の住民及び利害関係人
- 6 公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
平成28年11月2日（水）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先
 - (1) 村上市田端町6番25号（〒958-8585）
新潟県村上市地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0254-52-7966
 - (2) 村上市三之町1番1号（〒958-8501）
村上市都市計画課

電話 0254-53-2111

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

村上都市計画道路の変更(新潟県決定)



病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放射能測定装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年10月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射能測定装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年2月28日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年10月31日（月）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタル乳房X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年10月21日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

デジタル乳房X線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年2月28日(火)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 放射線科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年11月10日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年11月15日(火) 午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。